

## 第513回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和4年12月16日(金) 午後1時55分
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室
議 題	<p>第1号議案 まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)</p> <p>第2号議案 漁業許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)</p> <p>第3号議案 漁業権一斉切替に伴う海区漁場計画の素案について(協議)</p> <p>第4号議案 しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて(協議)</p>
報告事項	<p>(1)漁業権にかかる資源管理状況等について</p> <p>(2)太平洋広域漁業調整委員会第38回会議の結果について</p> <p>(3)全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について</p>
出席委員	<p>1番 高濱 芳明                      5番 鈴木 稔                      7番 木村 勲</p> <p>8番 村中 均                      10番 岡田 英男                      11番 青木 憲明</p> <p>12番 長岡 浩二                      13番 日向野 純也                      15番 宇佐美 正義</p> <p>17番 関根 孝明                      19番 吉田 彰宏</p>
欠席委員	<p>2番 飛田 正美                      3番 磯前 昌宏                      6番 根本 経子</p> <p>14番 鈴木 正特                      16番 湯淺 一夫                      18番 根本 正明</p>
県側出席者	<p>農林水産部 次長兼漁政課長                      青木 雅志</p> <p>                    " 漁政課課長補佐                      鴨下 真吾</p> <p>                    " " 主 査                      谷村 明俊</p> <p>                    " " 係 長                      及川 貴明</p> <p>水産試験場 場 長                      富永 敦</p>
事務局	<p>事務局長                      根本 孝</p> <p>副 主 査                      細金 正勇</p>
議事録署名人	5番 鈴木 稔                      19番 吉田 彰宏
議長	1番 高濱 芳明
会議内容	開会 午後1時55分

根本事務局長

〔開会宣言〕  
〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕

高濱会長

こんにちは。委員各位におかれましては、年の瀬も迫り何かとお忙しいこの時期にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

いつもながらコロナ関係で恐縮でございますけれど、累計感染者数、これは日本全体ですが、人口の2割を超えてる状況で、身近な人の感染も不思議ではなくなっていると思うところです。行動制限がかからない、久しぶりの年末年始になりますが、感染して発症すると大変となる場合も少なからずございますので、皆様方におかれましては引き続きこれまで同様、健康に御留意いただきたいと思えます。

漁業の状況でございますけれど、本県のメジ、小型のクロマグロになりますが、10月に見え始めてから今月に入り急激に漁獲が積みあがってまいりました。漁協の枠にせまる地区もあるということです。適切な数量管理の下、県の漁獲枠を有効に、効果的に使っていただければと存じます。

一方、本県のこの時期の風物詩でもございます冬の渡りダコの方ですが、どうも今年は思わしくないようです。鹿島灘のたこつぼ漁、聞いたところによりますと操業隻数は2、3隻程度と少なく、組合の水揚げ量も一日100キログラム未満とのことです。

水産試験場の話によれば、本県沿岸の水温が平年より高い状態にあるため、渡りダコの南下が遅れていると予想されております。水温の関係で申し上げれば、例年であれば今頃は本県沖にサバの漁場が形成されるころですが、今年はまだ金華山沖に漁場があるようで、魚体も小さくて、こちらの方も気になっているところでございます。

さて本日の議題ですが、「まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」の諮問、そして海区漁場計画の素案についての協議などの4議案と、漁業権にかかる資源管理状況等についてについてなど3つの報告となっております。

委員各位、本日もよろしく御審議の程お願い申し上げる次第でございます。

根本事務局長

ありがとうございました。

茨城海区漁業調整委員会会議規程第2条第2項によりまして、会長が議長となることになっております。会長には、引き続き議長をお願いしたいと思います。

高濱議長

はい。それでは、出席委員の報告をお願いいたします。

根本事務局長

はい。現委員17名のうち、現在の出席委員は11名でございます。欠席委員は6名。欠席委員は、2番飛田会長代理、3番磯前委員、6番根本経子委員、14番鈴木正特委員、16番湯浅委員、18番根本正明委員の方々です。本日過半数の委員の出席を頂いておりますので、漁業法第145条の規定により、本日の委員会は成立しております。以上、報告します。

高濱議長	<p>はい、ただいま報告のとおり、本日の委員会は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名人の選出でございますが、会議規程第8条第2項の規定に基づき、私のほうから指名させていただきます。5番の鈴木稔委員、19番の吉田委員にお願い申し上げます。</p>
高濱議長	<p>それでは、議題に入ります。はじめに、第1号議案「まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」の諮問でございます。事務局、および漁政課から説明願います。</p>
細金副主査	<p>(資料1-1 諮問文朗読)</p>
谷村主査	<p>(資料1-1から1-3により、諮問内容を説明)</p>
高濱議長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、御意見御質問等ありましたらお願いいたします。</p>
(委員)	<p>(特になし)</p>
高濱議長	<p>よろしいですか。では、私のほうからちょっとだけ、確認のため質問させていただきます。</p> <p>本県は例えば、まいわしなどは全国第1の漁獲量なんだけど、ここに示されているのは現行水準で、しかも100トン未満という数字の桁が違うようなことが書かれています。これはどういう整理でこのようことになっているのか御説明いただければと思います。</p>
谷村主査	<p>本県に配分されているものは知事許可関係のものでありまして、本県の主力であります大中まき等は大臣許可ですので、こちらの方は大臣の方から配分されているということになります。</p>
高濱議長	<p>これとは別の扱いということですね。はい、ありがとうございます。皆様方どうでしょうか、御質問等ございますでしょうか。</p>
(委員)	<p>(特になし)</p>
高濱議長	<p>特になければ、諮問の内容のとおりで異議ない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。</p>
(委員)	<p>(「異議なし」の声)</p>
高濱議長	<p>ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません」と県に答申することに決定いたします。</p>

高濱議長	<p>続きまして第2号議案、「漁業許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問でございます。 事務局、および漁政課から説明願います。</p>
細金副主査	(資料2-1 諮問文朗読)
鴨下補佐	(資料2-1から2-3により説明)
高濱議長	<p>ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。</p>
12番 長岡委員	はい。
高濱議長	はい、長岡委員。
12番 長岡委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですけど、この許可については2点ほど、ひとつは小型板曳き、これ、商売しないから取り上げる訳なんだろうけど、この期間中に何回か漁政課の方で、板曳きは国の許可でしょう、小型板曳きは。</p>
鴨下補佐	板曳きは県知事許可です。
12番 長岡委員	<p>県知事なの。昔は水揚げが動機になりそれなりに操業していたんだけど、今は出漁が減ったので日数の最低ラインを示してくれないかな。1年間1シーズンやるなら10日は最低出漁してくださいとか、鹿島船は(えび)板曳きの許可は結構あるから。 せんかごもそう、せんかごが沖合に出て行くのは鹿島の研究会が初めて茨城県でやった。それで言われたんだけど、去年あたりに何隻か鹿島の漁師は県の方へ沖合かごの許可渡しているよね。沖合、ツブ貝。</p>
鴨下補佐	それは一斉更新の時に対応しました。
12番 長岡委員	そう、取るのは良いけど、くださいって言ったときすぐくれるのかな、あれ。
鴨下補佐	今回はシライトマキバイを捕れる沖合かごは、対象にしておりません。
12番 長岡委員	今回はね。去年だか一昨年にやっているよね。仕事をしないから返納するのはいいんだけど、商売するから出してくださいって言ったときその時点で出せるのかな、許可を。
鴨下補佐	それは上限をどう決めるかによるんですけども、沖合かごは資源状態も良くないですし、欲しい人にみんなあげてしまうと漁業調整上問題がありますので、すぐには出せません。

1 2 番 長岡委員

沖合、ツブ貝のあれ（漁）は始まってから100カゴ以上でずっと千葉の銚子港でみんな鹿島の人達は売っていて、漁獲が制限されてちょっと減ってきてここ何年は60カゴって決めて、銚子へ運んでるんだよね。で、鹿島からほかの港へも行くようになって、その60カゴっていうのは茨城県で統一して守られているのかどうか、不安だ。ツブ貝やっている人も2, 3隻いるからそういう人から意見が出てきたんだよね。うちらがやるには、銚子に売る分にはやっぱりケースが決められてちゃんと売っているんだっていったって、ほかの港で新しく許可をもらった船が多くなってきたとしても、やはりやるならみんな同じカゴ数で統一して資源を守ってやってもらいたい、そういう話が出てきたんですよね。

鴨下補佐

はい。まず許可は欲しい人みんなにあげられるような許可ではなくて、鹿島は前回の一斉更新の時に実績がないものですから、鹿島漁協の所属船が更新されるその枠がほかの組合に移ったということは確かに有ります。ただ、それは実績が無かったことによりまして公正な判断をした結果ですので、致し方ないと考えています。

1 2 番 長岡委員

小型板曳きの場合もそういう沖合みたいに実績が無ければ、今度3年とか3年半の間に実績が無いと、そういう形で返納みたくなっちゃうんですか。

鴨下補佐

小型板曳きの方は、比較的数に余裕がありますし、えび板だと思わなければ、冬場の操業をするために複数の漁業種類を皆さん受有していないと苦しいと思いますので、こちらの方は枠に余裕があれば実績の方はない場合でも出しているということが今までとしてあります。

1 2 番 長岡委員

ああ、そうですか。やっぱり固定式刺し網、これは県の方で設けるけど、鹿島の場合は連合会があるから、承認証で、期間決めて承認証で動いているから、やっぱり県の許可もみんなもっているんだからね。県の許可をもって、承認証ももって、ふたつの許可で建網漁やってるのと同じだから、鹿島の人。大根の許可ももって、そうやってやっていますから、やはりできればこの許可の方はこういう期間では駄目だと早めに通達してもらって、みんなやっぱり欲しいからね、その辺のところよろしくお願いします。

鴨下補佐

あと、シライトマキバイの60カゴの制限ですが、昔は資源管理の方針がありまして、そういった時期もあったんですが今は資源管理の計画が無くなっている状態で、カゴ漁は紳士協定で守られている状態で、新しく入った人達にとってはそれを知らない可能性がありますので、それについては県の方で、昔の人達が守っていたから今の資源がある訳ですから、その辺は従来通りの取り決めを守るように指導していきたいと思います。

1 2 番 長岡委員

今の時点でいけば、きっとトラブルは出てくると思いますよ。県の方で指示してもらった方がいいんじゃないですか。よろしくお願いします。以上です。

高濱議長	確認になるんですけど、漁政課にお答えしていただいた中で、これは、今回長岡委員がおっしゃっているのは許可の隙間があることに対するものではなくて、一斉更新に関することですか。
鴨下補佐	そうです。
高濱議長	そうですね。申し訳ないんですけど、この場はちょっとそれとは違いますので、県の漁政課の方で長岡委員によく説明してください。それで整理していただければと思います。 ほかに御質問ございますでしょうか。
て（委員）	（特になし）
高濱議長	よろしいですか。特になければ、諮問の内容のとおりで異議ない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。
（委員）	（「異議なし」の声）
高濱議長	異議なしとのことでございますので、「原案のとおりで差し支えありません」と県に答申することに決定いたします。ありがとうございます。
高濱議長	続きまして、第3号議案「漁業権一斉切替に伴う海区漁場計画の素案について」の協議でございます。漁政課から説明願います。
及川係長	（資料3-1から3-6により説明）
高濱議長	はい、ありがとうございます。細かな表でございますけど、本体部分で説明するよりはわかりやすいと言うことで、まとめて要領よく説明していただきました。 ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。
13番 日向野委員	はい、すみません。
高濱議長	はい、日向野委員。
13番 日向野委員	少し質問させてください。全体とすれば良かったかもしれないんですけども、（資料1-3）漁業の名称、対象漁業種類のところで削除になったものがございますよね。第3号でえむし、第5号はえむし、こたまがい、第13号であさり、あかがいとなっていますが、これは漁獲行為がなくなってしまったということなのでしょうか、それとも資源自体がもう無くなってしまったということなのでしょうか。その辺を教えていただければと思います。

高濱議長

はい、お願いします。

鴨下補佐

それではひとつずつ、お答えします。3号のえむしと5号のえむしでございますが、えむしというのは多毛類の総称でございます。はえ縄とかの餌にするために漁業権で守ってきて、採捕していたんですけど、そういった漁業がなくなってしまうと、不要であるということで今回は削除ということで入れないことにしました。5号のこたまがいです。日立市川尻の北側に伊師浜海岸という砂浜がありまして、こたまがいが生息しているんですが、もう漁業として漁師さん使わない、具体的に申しますと貝桁網でやるんですけど、貝桁が震災の時に流出してしまって、漁業として存続していないということなので、こちら漁場計画から落としました。13号のあさりとあかがい、先にあかがいについて申しますと、あかがいはもう資源がないということで漁業が成立しません。あさりの方は、局所的に資源があるんですが、漁業としては利用しておらず、むしろ一般の方が採捕しているということですので、一般の方に解放するという意味で漁場計画から外しております。以上でございます。

13番 日向野委員

ありがとうございます。

高濱議長

よろしいですか。ほかに御質問ございますでしょうか。

(委員)

(特になし)

高濱議長

漁業権の一斉更新については、この後も続くところでございますけど、今回、漁場計画の素案について説明がございました。この部分について特になければ、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

高濱議長

それでは、そのように決定いたします。

高濱議長

続きまして、第4号議案でございます。「しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて」、漁政課から説明願います。

鴨下補佐

(資料4-1, 4-2 により説明)

高濱議長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらよろしく願います。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですかね。

小型船漁業協議会から出ております2月1日から10日間の操業期間延長の要望でございます。若干取り扱いは従来と違っているところはございますけれ

ど、付帯する条件をつけて要望に応えたいという内容でございます。  
特になければ、原案のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

高濱議長

はい、ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

高濱議長

続いて報告事項の方に移ります。一つ目の「漁業権にかかる資源管理状況等について」、漁政課から報告願います。

谷村主査

(資料5 により説明)

高濱議長

令和3年度の資源管理状況の報告についてでございます。ただいまの説明について、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいでしょうか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

続きまして、報告事項(2)「太平洋広域漁業調整委員会第38回会議の結果について」でございます。事務局から報告をお願いします。

細金副主査

(資料6 により報告)

高濱議長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

(特になし)

高濱議長

よろしいですか。

(委員)

(「はい」の声)

高濱議長

では、次に移ります。続いて報告事項(3)「全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について」でございます。事務局から報告をお願いします。

細金副主査

(資料7 により報告)

高濱議長

はい、ありがとうございました。要望関係についてでございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですか。
(委員)	(「はい」の声)
高濱議長	それでは無いということですので、次に移りたいと思います。7の「その他」でございますが、事務局から何かございますでしょうか。
根本事務局長	はい、ひとつございます。口頭で説明させていただきます。前回の委員会にてご承認いただきました、委員会指示違反に対する処分方針に基づきまして、これも前回の委員会で資料をお示ししました、茨城海上保安部が人物を特定した大洗サンビーチの保護区域でハマグリを採捕した委員会指示違反者6名に対しては、委員会より警告文書を12月5日付けで送付いたしました。御報告いたします。以上です。
高濱議長	はい、ありがとうございました。前回の違反者に対するアクションということで、御報告申し上げたところでございます。 それ以外でございます。皆様方からほかに意見などございますでしょうか。議事以外でも結構でございます。
(委員)	(特になし)
高濱議長	よろしいですかね。委員の皆様からの御意見、特になさうございますので、事務局より、次回開催日程をお願いいたします。
根本事務局長	はい。次回は来月、年明け1月24日(火)午後2時から、場所はここ、すいさん会館大会議室で開催いたします。 議題は、先ほど第3号議案でございましたように、「海区漁場計画の案について」の諮問のほか、はまぐりやひらめの採捕制限に関する委員会指示の発動についての審議を予定しております。 なお、知事の方から「海区漁場計画の案について」の諮問を受けた場合、委員会から答申するにあたりましては、漁業法の規定によりまして委員会はまず公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴く必要がございます。そのため、来月諮問がございまして、1月に答申は行いません。 そのため、公聴会は1月の次、2月の委員会に先立って開催することとなります。2月の予定をここでお知らせいたしますが、1月の次は公聴会に併せて委員会を連続して開催することとしまして、2月16日木曜日の午後ということで予定してございます。詳細につきましては、追って御連絡させていただきます。 以上、日程としては1月24日火曜日と2月16日の木曜日ということで、よろしくお願ひしたいと思います。 以上です。

高濱議長

はい。どうもありがとうございました。では、本日の議事は「その他」を含めてすべて終了しました。

令和4年の委員会も今日で終了でございます。皆様におかれましては健康に留意され、良いお年をお迎えください。

以上をもって、第511回委員会を終了いたします。御苦勞様でございました。

閉会 午後3時24分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和4年12月16日